

サテライトオフィス形式のテレワーク試行概要

- ◎試行期間 平成29年10月～
 1年後に効果検証実施
- ◎実施回数上限 週2回
- ◎実施単位 1日単位(各種休暇制度等との併用可)
 当面の間、業務効率化の観点から出張前後の一時的な利用も可
- ◎情報セキュリティ対策 以下の行為を行ってはならないとしている。
 - ・ USBメモリ等の電磁的記録媒体をサテライトオフィス勤務用端末での利用
 - ・ 所属から公文書を持ち出すこと
 - ・ サテライトオフィスで資料を印刷すること
- ◎利用例
 - 県庁で開催される会議の前後に利用
 - 子どもの学校行事に出席するため、午前中を自宅近くのサテライトオフィスで勤務
 - 自宅近くのサテライトオフィスを利用し、申請事務に係るデータ入力や会議開催準備等、パソコンを使った業務